

住宅の居住安全改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

扶桑町長様

個人番号または法人番号																				
申請者 (納税義務者)	住所																			
	氏名																			
改修工事を 必要とした方														年齢		歳				
生年月日						年		月		日										

居住安全改修工事（バリアフリー改修工事）が完了したため、扶桑町税条例附則第10条の3第9項の規定により、工事内容等の確認ができる書類を添えて、下記のとおり申告します。

1 家屋の所在（新築から10年以上を経過した住宅）

所在地 (扶桑町大字)	家屋番号	種類	建築年月日 登記年月日	床面積 (うち、居住用面積)
			・ ・	m ²
			・ ・	(m ²)

2 改修工事（実施工事の項目全てに、○を付けてください。）

- ・廊下の拡幅 ・階段の勾配の緩和 ・浴室改良 ・便所改良 ・手すりの設置
- ・屋内の段差の解消 ・引き戸への取替え工事 ・床表面の滑り止め化

3 改修助成等の制度利用の有無

- ①利用した。(制度名 _____)
- ②利用していない。

4 改修工事完了日 令和 年 月 日

改修後3か月以内に申告できなかった場合はその理由

(_____)

5 改修費 _____ 円（ただし自己負担が、50万円超であること。）

6 添付書類

- ① 領収書の写し
- ② 工事費明細書の写し（バリアフリー部分の工事費が確認できるもの）
- ③ 改良箇所の図面・写真（工事前、工事後の各日付入り）
- ④ 補助金等の明細書（例：介護保険の住宅改修制度等）
- ⑤ 区分に応じて住民票の写し、介護保険被保険者証の写し、身体障害者手帳等の写し

本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況等を税務課が関係課へ照会することに同意します。

氏名 _____ ㊟

同意者氏名：利用した改修助成制度により 介護保険被保険者・障がい者(18歳以上は本人・18歳未満は保護者)

住宅の居住安全改修に伴う固定資産税の減額について

新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、平成28年4月1日から令和13年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、次の要件を満たしていれば、改修工事が完了した年の翌年度1回限り、100㎡相当分まで固定資産税の減額を受けることができます。減額の対象となるのは住居部分のみで、店舗、事務所部分等は減額の対象となりません。

減額措置対象の納税義務者は、改修工事完了後3ヶ月以内に必要書類を持参して、減額の手続きを行ってください。

対象家屋

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く。併用住宅は居住部分の床面積が2分の1以上、店舗及び事務所部分等は減額の対象外）

減額を受けるための主な要件

1. 次のいずれかに該当する人が居住する住宅
 - ・改修工事が完了した年の翌年1月1日現在65歳以上の方
 - ・介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ・身体障害者手帳などの交付を受けている方
2. 次の工事（付帯工事を含む）で、補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。
 - ・廊下の拡幅
 - ・階段の勾配緩和
 - ・浴室の改良
 - ・便所の改良
 - ・手すりの設置
 - ・屋内の床段差解消
 - ・引き戸への取替え
 - ・床表面の滑り止め化

3. 改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。

※令和8年3月31日までに改修工事が完了した家屋は改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下が対象となります。

※新築住宅の減額や耐震改修工事による減額と同時に適用はできません。省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です。

減税額

改修工事を行った住宅の固定資産税額の3分の1

※都市計画税は減額されません。※100㎡相当分まで

減額される期間

改修工事が完了した年の翌年度（1年度分）※適用は1回限り

申告に必要な書類（添付書類）

- 納税義務者の住民票の写し ※要件に応じて（賃貸でないこと等を確認）
- 改修工事を必要とした方に応じた書類（以下のいずれか）
 - ・高齢者が居住する家屋は、その方の住民票の写し
 - ・介護認定等を受けている方が居住する家屋は、その介護保険被保険者証の写し
 - ・障がい者が居住する家屋は、その方の身体障害者手帳等、該当する旨を証する書類の写し
- 改修工事の内容及び費用を確認できる明細書（バリアフリー箇所の工事費を確認）写し
- 改修箇所の図面及び写真（工事前・工事後の各日付入）
- 工事費用を支払ったことを確認できる領収書
- 補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認できる書類
- その他町長が必要と認める書類
※公簿等で確認できる場合は省略することができる。

根拠法令

地方税法附則第15条の9第4項～第8項